

て、一般社会のしへ誤れる悪宣伝に抗しながら、最も忠実に、最も勇敢に本法案を提案せられましたことに対し、国民とともに感謝の意を表する次第であります。(拍手)

過般、諸方言房長官は、本法案の提案理由の説明をされました際に、本法案の骨子は昨秋の恩給法特例審議会の建議の趣旨を尊重いたし、国家財政の許す範囲においてと言われておるのであります。が、これらの点を中心としたしまして、重要な部分について数点質疑をいたしたいと存じます。

第一の質疑は、国民感情の動向についてであります。あの建議の趣旨を見ますと、恩給制度は一つの国家の制度であるから、その内容は、国民感情の動向及び国家諸制度の現状をも考慮して定められなければならないとあり、さらにまた、軍人に対する恩給制度は、今日の国民感情及び国家諸制度の現状にかんがみ、当然改められるべきものも決して少くないものと思われる、と建議せられておるのであります。が、私は、この建議の趣旨にあります国民感情の動向とはいかなるものであるか、また国民感情の現況とはいかなるものとさすのであるかについて申し上げたいと存ずるのであります。

そもそも、今回の旧軍人、旧軍属及びその遺族に対する恩給を中心といたしました国民感情には、根本的な問題が二つあると思います。その一つは、

過ぐる大戦における敗戦の責任についてであります。日本が敗戦にまで迫った原因はいろいろあるにもかかわらず、ひとり軍人のみその責任をなすりつけ、日本の敗戦は単に軍人が弱かつたからであると断定されておるのが一つであります。次には、恩給復活に際しまして、多額の国民の税金のうちから、旧軍隊の階級差によりまして、大將、中將、少將以下一等兵に至るまで支給する恩給給与の方法についてであります。この恩給給与に関しては、大將以下、盛んに新聞紙等に報道せられましたために、建議の内容はあたかも四百五十億円が全部生存者の恩給であるがことを國民に与えたのであります。しかるに、これが内容は、生存者が受取るべき金額は総額のわずかに七%でありまして、その金額も二十九億二千万円であります。そして、大部分は傷病者の增加恩給と戦死者の遺族に対する扶助料でありますて、総金額の約九〇%に当るわけであります。この点より見ましても、あの過ぐる大戦に、一片の赤紙とともに、はるかな孤島や海上において恨みをのんで死んで行つた多くの英靈の遺族に対しまして、國家が最大の誠意を披露し、本法案を提出したのであります。(拍手)政府は、国民感情に対しまして、國民はこの法案に対し懸念感情を抱く理由は毛頭ないとと思うのであります。(拍手)政府は、国民感情に対しまして、この建議の趣旨にあります「この

点に関してまして、いかなる認識と見解とを持つておられるか、官房長官よりはつきりとお答えを願いたいと存するのであります。

第二は、国家財政と軍人恩給との関係についてであります。建議の趣旨を拝見いたしますと、「恩給給与のいかんは国家の財政に大きな影響を及ぼし、給せらるべき恩給の内容は、国家の経済力に左右されるものといわなければならぬ。従つて十分な恩給を給するためには、国家の経済力が充実し、國家の財政にこれをまかない得るだけの余裕がなければならない。」とあります。さらに総務官房長官は「国家財政の許す範囲内で」と説明されておるのであります。もとより、本法案の提出には時間的な余裕もなく、独立国としての財源の足りないことはよく承しておるわけでありますので、單に軍人恩給にのみ言及せられたものと信じますが、わが国の恩給法の沿革よりいたしましても、また独立国としての権威から申しましても、ひとり軍人恩給に対してもみ脆弱な国家財政であると指摘せられることは、まことに当を得ないものであると思うのであります。

この点に関するとして、政府はなぜ、軍人恩給と從来の文官恩給とを並べまして、恩給全体に対し脆弱な国家財政であると考えなかつたかといふ点であります。いわゆる脆弱な国家財政であるべき対象を軍人恩給にのみしわ寄せせ

られたことは、国民の良識に訴えてみます。でも、とうとう了解に苦しむ点であります。この点、官房長官より御所見を伺いたいと思います。

第三には、恩給金額についてであります。去る二月四日の予算総会における河野政府委員の説明によりますと、建議においては、仮定俸給の算出の基礎は一万円ベースを採用しております。たけれども、改正案では、それよりも四等級程度を下げて提案されたと述べられてるのであります。確かに、現在の国家財政の立場から判断すれば、まことにやむを得ないものと了承いたしましたが、四百五十億円で昭和二十九年度の軍人恩給をまかならぬこととは、政府は本年度に限り暫定処置としてこの金額を算出したのであるかどうかを伺いたいのであります。万一千年度だけということになりますならば、政府はさらに昭和二十九年度よりは一般公務員の恩給と同一の基準で支給せらるる考え方であるかどうか、この点、大蔵大臣にお尋ねいたしたいと存するのであります。なお、一万円ベースより四等級を下げました根拠について、はつきりとお答えを願いたいと存じます。

第四には、傷病者中の七項症以下四款症までについてであります。普通文官恩給においては年金の対象としておるにもかかわらず、建議も改正案も時恩給としてこれを取扱つておるので

あります。いかなる理由で傷痍軍人だけを一時金にせられたのであるか、同じように年金を一時金に改めるといふよくなうわざも聞き及んでおりません。しかしながら、もし文官恩給もやがて軍人恩給と同様に切りかえますとするならば、おそらく政府は、新たに発生する傷痍軍人に對してのみこれを適用して、既得権利者に対するはそのまま認めて行くのではなくらうかと想像されるのであります。万一千きよなうなことでありますなれば、過去における適用者に對して既得権を認め——しかも軍人軍属はすでに七箇年前においてその事実が発生」たしておるのでありますからして、当然軍人軍属に對しても、この既得権を認め年金を施行するのが妥当ではなかろうかと思うのであります。せつかく独立後の国家的義務を果すべき恩給法の改正に際しまして、かかる片手毛利の査定をせらるるということは、さことに遺憾しこくでありますし、建議の内容にかかわらず、この傷痍者の特權をはたして政府は認める方針であるかどうか、諸方言官長官に、「この点なつきりとお答えを願いたいと存じます。

よはる 横濱は沿駅かなを出でて待つよと相手おひまかと聞こた

町のちまたを行はしておる者があります。これに對して、戰後政府はいかなる処置をとられたか、また今後いかなる意思があるかどうか。もう一つは、民間あるいは官庁等に對して強制雇用等の方策を立てる考え方があるかどうか。これは厚生大臣、労働大臣にお尋ねを申したいと存ずるのであります。

第五には、戰犯死刑者の遺族についてであります。今次大戰において、戰犯死刑者となられた方々の遺族に對しまして、政府はすみやかに対策を講ずるべきであるにもかかわらず、今日まではほとんど頼みられなかつたのであります。そのために、戰犯者の遺族は、あたかも國家の重大犯人であるかのごとく冷眼視され、しかもきわめて不遇な立場に放任されておつたのであります。

しかしながら、平和條約第十一条は、戰犯者そのものに対する制約規定であります。その遺族の援助に對しては何ら言及されていないのです。われわれ日本人は、すでに世界に對して完全な独立を宣言いたしました。独立のために、明らかに公務に連する者として恩給法の対象とせられるよう望んでやまないのであります。(拍手)この点に

関し、政府は、今回の改正とともに、いかなる御所見をお持ちなのか、官房長官にお尋ねをいたしたいと存じます。

第六には、公務員のベース・アップと恩給に関する問題で、本改正案に連して二点ばかりお伺いいたしたいと存じます。昨年末に一般公務員のベイス・アップが行われたので、文官恩給も自然是正せらるべきであつたにもかかわらず、政府はこれをすえ置きにいたしまして、約十三億円を切り捨ててしまつたのであります。行政整理による不良公務員の首の切捨てならざら、長年国家のために働いた退職文官人の恩給の切捨てはまことに不都合でありまして、政府はこれに対し何かに考へ、今後いかなる処置をとられるのか、その決意をはつきり伺いたいと存じます。

その次には北緯二十九度以南における南西諸島における官公署所屬職員に対する身分と恩給に関する質疑であります。たとえば、あの奄美大島のごとく、旧日本領土であつて、戦争のために日本より分離せられました島々におります旧日本政府の公務員は、その島がすみやかに祖国へ復帰するであろう熱情を持つて、いまだに該地において勤務継続中であります。これらの人人は、万一昭和二十一年一月あるいは昭和二十七年四月二十八日といふ特定の日をもつて日本政府公務員としての

動歳年数を打ち切られるようになつてしまふと、行政分離といふ天くだり的な処分のゆえをもつて、この身分を喪失してしまうのであります。されば、彼らはまことに致命的な打撃を受けることになりますので、これら北洋二十五回以南の南西諸島における官公署所屬職員の身分と恩給に対し、政府はいかに考えられるか、この点、官房長官よりお伺いしたいと存じます。

最後に伺いたいことは、以上申し上げました幾多の問題を整理勘案いたしまして、國家百年の大計を立てる意味において、かつて呼ばれた恩給亡國の声を再び聞くことなきよう念願すると同時に、すみやかに政府は、文官恩給と軍人恩給全般に対しまして、恩給法の大改正を実施し、普遍妥当なる給与体係を確立し、脆弱な国家財政にマッチする進歩的な年金制度を確立してほしいと思うであります。この点に関しては、いかなる見解をお持ちなのか、お伺いいたします。ことに、第二次世界大戦後における世界的思潮は、その国家形態やイデオロギーのいかんにかかわらず、ほとんど大部 分は社会保障制度の確立に邁進しております。この新しい世界的な傾向を十分取入れ、全面的な恩給法の改正に着手する勇気と準備を持つてもらいたいと思います。この新しい世界的な傾向を明らかにしていただきたい。

以上、各項目にわたりまして質疑を

いたしたのであります。が、ややもすれば、本法案は一般国民に誤解を受けやすい法案であります。しかも、その理由として、これを再軍備に結びつけ、いかにも第三次世界大戦に巻き込まれる再軍備の前提であるがことく宣伝いたしておるのであります。前にも述べましたように、法律に基き公約せられた国家の義務を果すための唯一の改正法律案であり、戦後処理の重大な分歧点となつておる法律であります。これらに対し、悪意に解し、あるいは故意に侵略戦争と結びつけた再軍備論を引合いに出して宣伝するがことをやからば、いたずらに国民を惑わし、国家の威信を失墜する重大なる過失であります。独立後の今日、国民にその罪科を陳謝すべきであると思うのであります。(拍手)こうした謀略、逆宣伝に乗せられることがなく、しかも、一切の誤解にひときものを完全に明確化するためにも、政府のきわめて適切丁寧な御答弁をお願いいたしまして、私の質疑を終ります。(拍手)

する戦争の責任とぶらまわなものにつ
いての野澤君の御意見は、政府といた
しまして、まつたく同感の意を表す
るところであります。特に、今回の恩給
復活に関して、これが何か再軍備
の準備であるかの如く、または職業
軍人に特に厚いよう宣伝せられてお
りますのは、たためにする宣伝とは言
いながら、政府のはなはだ遺憾とする
ところでありますて、今お話をあります
したように、今度の恩給総額の中の職
業軍人の恩給といふのは、わざわざに
六、七ペーセントにすぎない。また、
恩給とは申しながら、実際に支給され
ますものは、軍人そのものよりも、ほ
とんど九〇%以上が遺族に渡る扶助
料なのでありますて、私は、戦争責任
を今日になつてなお軍人にのみしわ寄せ
ておくといふことは、社会正義の上
からも、はなはだ正しくないと考える
のであります。

それから、軍人恩給の類が文官恩給
に比較してはなはだ平等的に扱われて
いないといふお話をありましたが、こ
れは單に國家財政の現状からやむを得
ないのでありますて、実は軍人恩給と
いうものを旧恩給法によつて復活いた
しますると、一千三百六十七億といら巨
額に上るのでありますて、文官恩給は
百二十億といふもので、比べもの
にならない。そこで、恩給特例審議会
におきまして、一つの特例といだし
まして六百五十何億とぶらことに査定

〔國務大臣諸方竹虎君登場〕

○西条大蔵(織方竹虎著) お答えをいたします。

今回軍人恩給を復活いたすにつきまして、国民感情の動向、あるははまた、「の軍人恩給を判断いたす要素となりま

官 報 (号 外)

置はいまだはなはだ不十分でありますて、窮屈のどん底にあぐるがちまたにあふれてくるとき、ひとり旧軍人恩給のみを復活させるといふことは、片手落ちの感を免れないと思うのであります。(拍手)わけても、徵用工、勤員半徒、女子挺身隊、義勇隊等との均衡をどう考えればよいか。今回の軍人恩給復活に対する根本的な考え方について、総理大臣の御所見を承りたいと思うのであります。(拍手)

本案が既得権の回復であるならば、第一にあげなければならないことは、加算の停止、あるいは七項症、四款症までのこの既得権の打切りの問題であります。戦時加算の廃止によりまして、紙一枚の召集令状によつて徴募されました応召者は、その受給の資格を失い、何ら国家の恩恵に浴することができず、今回の受給者の大半は職業軍人のみとなつております。職業軍人も、應召兵も、軍人たることにかわりません。しかも、戦争責任を論ずるならば、むしろ職業軍人の方がより責任が重大であると言えまことに。かるに、職業軍人の方が応召者よりも特權的待遇を与えられることについては、私どもの首肯いたしかねるところであります。いままお街頭や車中に、同胞のあたたかい同情にすがつている白衣の人々を見まして、まことに心の痛みのを察し得ません。かくては、国民の思想を悪化させるおそれなしと

いたしません。加算停止による悲劇はも
またにあふれていますが、その一例
をあげますと、昭和十二年八月に召集
を受けまして、同年十月から中支で戦
地勤務について、十五年十一月帰國、
簡月勤務して、年令三十八才の生活力
旺盛な若者であるにもかかわらず既に戦
死者であります。翌十三年三月召集さ
れ、五月から中支で戦地勤務につき、
二十年八月終戦、翌二十一年三月ビル
マより帰還、宇品港に上陸し、兵籍、
軍歴書等、必要証明書を所持し、しか
もこれは、満入箇年の苦しい勤務と、
敗戦後外地で榮養失調などのたたり
で、四十九才とはいながら、生活能
力も衰えておりますが、負傷をしない
ため、今日まで国家の恩恵は少しも受
けておりません。かつては、妻を、子
を、一家を忘れて、一意身を戦場にさ
らして転戦の後、かるうじて生き帰
たその者が、留守中には農地改革によ
つて土地を取上げられ、頼みの綱はな
だ一筋、軍人恩給復活の日であります
た。軍人恩給の話をするとたびに、うれ
しそうなえみを浮べていたあの人は、
今この法案を見て、どんな悲しい絶望
的な顔をしているであろうかといふう
とを感じます。政治は、
んな人々にあたたかい手を差延べるも
のでなければなりません。私は、恩給

審議会の委員に、このせつなさを訴えたことがあります。この委員は、火事は隣まで焼けて来たが、私の家だけは焼け残つたといふ氣持がまんをもつてもらいたいといふ答へであります。(拍手)今回の恩給法の示す措置をどのように説明し、この不公平の国民をどう納得させようとなさるのですから、もう少し慣りを感じるのであります。

(拍手) こうした恩給局の氣持に、私はたまらないといふ答へであります。こうした恩給局の氣持に、私はたまらないといふ答へであります。

わが党といひたしましては、この問題について、加算制度を復活し、これらの人々を漏れなく一応既得権者の線まで引上げ、その支給額は実役年数によつて計算し、若年者に対する支給を停止いたしまして、これには榮典制度その他との併用をもつてすることといたしましたならば、本予算額の範囲内でも、さして困難でないといふ案を持つてゐるのであります。(拍手) すなわち、加算制度を認めて、政府案によりますよりもなるかに多くの人を救済し得て、しかもその所要額は四億四千万円ぐらいの増加で事足りるのであります。こまかにいります。人數をふやすわが党修正には、この軍人恩給に対しても相当大幅な人昌の水増しを考えられておるかの由であります。人數をふやすわが党修正には、たいへん好都合でございまして、この考え方は私どもも同感であります。が、

總理大臣が常に口にされます愛國心の高揚の見地からも、あるいは社会保障制度の見地からも、いずれにいたしましても、応召者と職業軍人との不均衡を是正されるべきものと考えます。これを要しますのに、乏しげながらも、とうとい国民の血税を使うには、片手落ちになるらみのない案をつくり出されなければならぬと思ひます。加賀總理大臣の最も愛情あふれる御意旨を承りたいと存ずるのであります。

その所要金額はわざか二千万円で足りるのあります。わが党案によりますれば、無理のない階級差の圧縮によりまして四億円余りを捻出することができるのであります。しかも、既得権者である七項症、四款症までの人をも含めまして、最も合理的な、国民の納得の行くわが党案をもつてして、約十七億の増加を見るだけであります。願わくは、これもすなおに賛成され、ここ一
点に集中されておる全国数百万の人々のために、温情ある御答弁を要求する次第であります。(拍手)

(外) 号報官

すから、これは親子五人が最低の命をつなくしてしかありません。夢に見ますれば、二千七百三十一円の扶助料が減るだけあります。これを生活保護法から差引くといつまうことは、まことに血も涙もないしうらだと思うのであります。(拍手)もし、この扶助料が、こうじて差引かれるといつましますならば、この扶助料は一年四回にまとめて參りますので、一回分を三箇月に割つて使わなければならぬ。この母の苦勞は、もうわないのであります。(拍手)この忙しい、血みどりで働く母たちに、かよくな、ただ手続だけが煩瑣になるようなことは、どうしても私どもには納得が行かないものでございます。

死ぬ者養ひたとそがありますが、靖国神社の前で、片手のない白衣の人々が、道行く人に協力を求めておりました。通りかかりました若い母と子、その母がお氣の悪だねと子供に申しましたところが、その子は、うん、おどちらやんが生きて帰つて来るならば、手も足もなく、目も見えなくなるから、生きて帰つてもらいたかったと申しておきました。十ばかりの男の子にこう言われた母は、思ひ新たに、目に一ぱい涙を浮べて、坊や早く帰りましょと行き過ぎました。これに引きかえまして、年度末とも相なりますれば、来年

度の予算に影響するから、使い残りを使つてしまつて、貸借対照表をゼロにしておかないと来年の予算が減るといいます。この扶助料は、一等の旅費、日当の合用族たちが、一等の旅費、日当の上に、運輸省から一等一箇月の臨時ペスをもつて大名視察旅行をする様子を見ても、暗然たらざるを得ないのであります。(拍手)このみじめな者からしぶりとりました予算上の余裕額は、一体何に振り向けるとならないのであります。(拍手)この金を併給され得るのであります。この金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。

府にせひとと御養成を願いたいと思うのであります。この金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。この金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。

次に、軍人恩給と直義關係はあります。この際農林大臣にお尋ねをいたしておきましたのでござります。

例をあげて申し上げますと、昭和十二年までは、老夫婦、若夫婦に子供二人といふ六人の暮しをして、二町六反の田畠を耕しておつた農家がありました。この農家は、このうちの長男が、十四年から応召転戦いたしまして、遂に終戦直前戰死し

ました。これも、加算を打切られた今度の恩給に影響するから、使い残りを使つてしまつて、貸借対照表をゼロにしておかないと来年の予算が減るといいます。この扶助料は、一等の旅費、日当の合用族たちが、一等の旅費、日当の上に、運輸省から一等一箇月の臨時ペスをもつて大名視察旅行をする様子を見ても、暗然たらざるを得ないのであります。(拍手)このみじめな者からしぶりとりました予算上の余裕額は、一体何に振り向けるとならないのであります。(拍手)この金を併給され得るのであります。この金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。

次に、大蔵大臣に一言お伺いをいたしました。これは高利貸しのえきになることと想像できるのであります。つきましては、恩給証書を担保とする公的の金融機關を——戦前には恩給金庫といふものがございましたが、今回も公的な金融機關を設置されまして、困つてこの金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。この金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。

次に、大蔵大臣に一言お伺いをいたしました。これは高利貸しのえきになることと想像できるのであります。つきましては、恩給証書を担保とする公的の金融機關を設置されまして、困つてこの金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。

次に、大蔵大臣に一言お伺いをいたしました。これは高利貸しのえきになることと想像できるのであります。つきましては、恩給証書を担保とする公的の金融機關を設置されまして、困つてこの金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。

次に、大蔵大臣に一言お伺いをいたしました。これは高利貸しのえきになることと想像できるのであります。つきましては、恩給証書を担保とする公的の金融機關を設置されまして、困つてこの金を併給することによって、これが当然あわせ給すべきものであると考えるのであります。

ら責任のある御答弁をいただきたいの
であります。

このほか、全然列外にあります未復職員患者、あるいは内地勤務戦病死者等に対しても、政府の御所見を承つておきたいと思ひます。

最後に政府にお尋ねいたしたいことは、軍人恩給復活の問題は、世上必ずしも一致いたしてはおりません。反対論者の中には、旧軍人の猛烈な陳情運動や、全国にわたる組織的促進運動などにより、これは政府の再軍備工作の一環だという議論がございます。政治的に悪用され、ゆがめられ、これが政治的反動勢力や、軍国主義への復帰につながるものだという議論などを聞くのであります。本法案が職業軍人偏重の点から見ますれば、私もまた反対論に一理あるとさえ思われるを得ないのですが、この問題は、今後の日本にとりまして非常に重大な問題でござりますので、政府、特に総理大臣において御信念ある御所見を御聴明願ひたいと思うのであります。

以上申述べ、お手に余る事無
る次第であります。(拍手)

七

たが、政府といたしましては、戦勝の意味での既得権とは申しかねるかもしませんが、一種の既得権、潜在的な既得権と心得ておるのであります。軍人、軍属及びその遺族の恩給は、連合軍最高司令官の覚書によりまして廢止され、または制限されたのであります。が、一般文官及びその遺族に恩給が成立し、日本が独立を回復いたしました今日におきましても、ひとり旧領給付されておりますのに、平和条約によるなかつこうに放置しておることは、人、軍属のみに戦争の責任を負わせることは、適當でない。そういう意味から軍人恩給を復活いたしたのであります。

軍最高司令官の覚書によりまして廃止され、または制限されたのでありまするが、一般文官及びその遺族に恩給が給付されておりますのに、平和条約が成立し、日本が独立を回復いたしました。今日におきましても、ひとり旧軍人、軍属のみに戦争の責任を負わせようなどつこくに放置しておることは適当でない。そういう意味から軍人扶養を復活いたしたのであります。

それならば、いわゆる恩給額が非常に少しきに満たるのではないかといふお話をようあります。これは先ほどから申し上げまするようだに、国家は政上やむを得ない。そこで、昨年来、この軍人恩給の取扱いに特例を設けることについて国会の御審議を願ひ、その御審議の結果に基いて恩給特例審議会に基づいて今回の立案をいたしましたことは御承知の通りであります。

のとして取扱つて恩給を給する制度でございまして、敗戦後の脆弱な国家財政のもとで、この制度を残しておくることは実は困難であります。終戦後、軍人履歴に関する記録整備の状態から見ましても、公平な恩給の支給に懸念がありますので、この制度を廃止いたしましたような次第であります。

それから、今回の軍人恩給に階級差を設けたことはあまり合理的でないかで、階級差を押し狭める考え方はないかといふ質問であります。これにつきましてはいろいろ意見もありますが、現行恩給法ないしは國家公務員共済組合法その他類似の制度におきましても、一般に給付は退職時の条件に応じて支給される例となつておりまするところから、旧軍人恩給についてのみこれをかえるようないことはいかがかと困つて、階級差を設けたような次第であります。

次に戦犯者の恩給のこととありまするが、いわゆる戦犯者の中には、すでに拘禁を解かれた者、また拘禁中の者、あるいは刑死した人、獄死した人等があるのであります。戦犯者の家族の中には、その生活がまことにお氣の毒で、同情にたえない方が少くないとうに思われます。今日拘禁中の人々の中には、未復員者に準じて給与が支給おるのであります。政府は今後もできる限りのことはいたしたいと考えておるところであります。これと

ましても、公平な恩給の支給に懸念がありますので、この制度を廃止いたしましたような次第であります。
それから、今回の軍人恩給に階級差を設けたことはあまり合理的でないかで、階級差を押し狭める考えはないかといふ御質問であります。これにつきましてはいろいろ意見もありますが、現行恩給法ないしは国家公務員共済制度も、一般に給付は退職時の条件に応じて合法その他の類似の制度におきましては

て支給される例となつておりますするところから、旧軍人恩給についてのみ、これをかえるよなことはいかがつかつて、階級差を設けたよな次第であります。

次に戦犯者の恩給のこととありまするが、いわゆる戦犯者の中には、すでに拘禁を解かれた者、また拘禁中の者、あるいは刑死した人、獄死した人等があるのであります。戦犯者の家族の中には、その生活がまことにお気の

犯者の恩給につきましては、特に戦犯なるがゆえに不利な取扱いをすることは避けたいと存じますとともに、また戦犯なるがゆえに特に有利な取扱いをすることもいかがなものかと考えておるのであります。今回の法律案の中にこの結論を出しておる次第でございます。

それから、この軍人恩給の復活が再軍備の準備ではないかといふ御意見であります。昨今、ためにする意図とは思ひまするが、これをもつてあたかも再軍備の準備であるかのごとく宣伝するる向きがはなはだ多いのは、政府としては実に遺憾に存じておるところであります。

この恩給法案は、職業軍人に對して特に厚い、職業軍人に偏重であると言ふべきことは、法案をよく御検討くださいればわかるのであります。決して職業軍人に偏重でない。むしろ職業軍人はほとんど六、七分であります。それ以外は、職業軍人にあらざる軍人あるいはその遺族に対する扶助料がおるものであります。その点、何とぞ御了承をお願いいたします。(拍手)

○國務大臣(山縣謙見君) 言及登場
【國務大臣山縣謙見君登場】

と考えておるのであります。今回の法律案の中にこの結論を出しておる次第でござります。

この恩給法案は、職業軍人に対する偏重であると言ふに厚い、職業軍人に偏重であると言ふわれることは、法案をよく御検討ください。さればわかるのでありますて、決して職業軍人に偏重でない。むしろ職業軍人はほとんど六、七分でありますて、それ以外は、職業軍人にあらざる軍人あるいはその遺族に対する扶助料がおもなものであります。その点、何とぞ御了承をお願いいたします。(拍手)

のでござりますから、何とかして恩給と別個に生活保護法による支給をいたしたいと考えまするが、憲法二十五条の条款から申しましても、國民に無差別に最低生活を確保するという趣旨から生活保護がなされておるので、いわゆる補足性の原則に立つております關係から、現在の法体系から申しますれば、どういたしましてもこれは一応個に考えて、先生の仰せられるような困窮した家族の方々に対しましては、年々基準を上げて参つておりますが、それによつてこの点に対応する是正をはかるという方向に行くのが当然であるうと思うのであります。何となれば、たとえば生活保護法によつて支給されおる方が恩給を受けまして、隣同士で非常な差別があるようになるとましても困る点がござります。たゞいま山下先生の言われた数字を拝承いたしましたが、たとえば東京都におきましては、今、標準世帯が、生活、教育用に対しでは万全の措置を講じて、先生の仰せられるようないとのないようにないたしたいと思ひます。たとえば、未亡人の方に対する特別の撃除もありますし、従来から支給されておりまする弔慰金がもし分割されて支給されるといふ際におきましては、できるだけこれを撃除しないように特別の措置

官 報 (号 外)

を講じて参つております。なおまた、もしもそういう困窮の方において家庭の修繕あるいは衣類が急にいるようなときは特別の措置を講じておる。かような措置をもつて善処いたしたいと考へております。

なお未帰還者に対する御質問があ
りましたが、これまた援護法によつ
て、三年間は療養の給付をいたし、治
癒しないときにはさらに三年間国庫に
おいて療養の給付を負担しております
が、これは從来援護法によつて措置さ
れたしてあります。

○国務大臣(向井忠義君) 恩給証書を担保にして金を融通するとどういとは、ただいまのところ国民金融公庫に取扱わせるつもりでございます。なお、別に金融機関をつくることにつきましては、ただいま研究中でございまして、いずれ御報告できると思ふま

○吉田賢一君 私は、社会党を代表いたしまして、恩給法一部改正の法案に対して、いかが質疑を試みたいのです。

政府の御所見を伺いたい。国家公務員法の百七条、百八条の規定によりますと、国家公務員にして長年忠実に勤務し、退職したる場合には、その本人並びに直接扶養しておる者の生活を維持するに必要な給与をなす題旨の恩給法を制定する必要がある。こういった題旨の規定があります。もし本法の立法の理由がかような根拠に基いておるものといいたしますと、これは第一に、本法案を通じて給与される金額が、はたして今日の文化人たるに適當なる程度の所得たり得るや、こういつた面の検討が必要になると思います。しかしながら、こういう点について、一向考慮の払われた余地はありません。なぜならば、四百五十億円といふものは、国の財政上このぐらいない出せる、こういつたものにすぎないので、受給されるべき人の生活状態あるいは今日の物価の関係、そういうものが考慮され集積されて得た数字でないことは、内容を通覽しまして、たやすく目得るところであります。

しかば、この法律は、国家がその使用者の立場において、老朽した人あるいは傷病者、そういうたよくな人、ないしは死者の遺族などの、生活上の必要な経済獲得の能力を失つた人に対する國家の補償、こういふような理由が立法の根柢になつておるのか、こう考えてみると、はたしてそうであるならば、われくは今日の社会

それならば、旧恩給法の復活であるか、ボッダム宣言の指令に基づきます勅令六十八号に基いて停止されたあるいはまた二十七年の法律二百五号でして、過去の権利の何らかの復活を意図することが本法のねらいであつたのかによつて権利を回復し得なかつた戦犯諸氏といつたような方面について、こういうふうに考えて参ります。

さりに、われくは、その場合に国家補償をすべきことは、これはまづたくの片手落ちであります。

さりに、われくは、その場合には、目を轉じまして、あらゆる戦争の犠牲者に対しまして、犠牲者がこうむりましたところの精神的、肉体的損害、あるいは生活能力の喪失、生命の喪失、財産の喪失といったような問題につきましても、広く戦争被害に対する補填のための国家補償の制度として打出されねばなりません。しかしながら、かかる広い見地から本法案を觀察いたしてみましても、決してこれはその目的を達することのないのはもちろん、ただわざかに古い恩給の権利行使が停止され、権利が喪失された人々に対する回復といつたようなところが一つのねらいにすぎない。こういふうに考えて来ますると、今世上に多く希望され、問題になつておりまする、戦争被害に対する国家補償という要望を満たすものでないことはもちろんであります。

と、それは、その内容に立ち至つてみると、決してそうでないことが歴然といたします。本会において先刻来だんく、指摘されましたごとに、たとえば七項症なども、年金あるいは恩給などが合せて給付されておりましたものが、一時金に転落して、奪われておる。こういうような点を考えてみましても、完全に過去の既得権の回復というようなことが意図された、もうくはそれが重要な目標であつた立法措置でないということを、われくは明らかにし得ます。

それならば、この法律について、一体政府は何を意図するのであらうか、もしくは今日の日本の諸般の情勢にからんがみまして、あるいは日本の将来進んで行くべきこの艱難なる世界情勢のうちにおける一種の社会立法的なものとの措置について、そもそも政府は何を一体考えておるのであらうか、これにつづいてお考えの上、政府は責任のある御答弁を願いたい。

私どもは、もし根本的にこの社会保障制度を拡充し、社会保障制度のりっぱに打立てられることによつてのみ期待し得るところの、今日の国民生活の実情と、日本の国民生活の将来への約束の問題を、法律措置その他によつて企圖することが、まさになさればならぬ政治責任であることを痛感いたしております。しかしながら、現在の内閣が、この措置に出ることなく、あるじ

は旧恩給法の一部改正という、文字通りの形と内容に終始するとするならば、そういう場合におきましてもわれわれの要望せねばならぬことは、たとえば、ほかには厚生年金保険法があります。国家公務員に対する共済組合法があります。あるいは労働基準法による災害に対する救済の規定があります等々、幾多同種類の年金、保障的な法律制度がありますので、むしろこの際に真に国民のためを思ひうならば、受給者の生活のためを思うならば、これらの類似の法律の共通の条項を全部駆り集めまして、そうちでこれを一元化し、社会保障の太い線をここに織り込みまして、いろいろな給付のどこほーあるのはまた対象の調整、あるいはその他多くの経済の浪費を招く点などを一掃し、完備するということを目標にいたしまして、一本の立法化をすることが、かりに完全なる社会保障制度への大きな躍進にはならずとも、せめてこの際そこまで進むということが、国民の政府であるならば、当然にしなければならぬ責任であると、われくへは信ずるのであります。(拍手)こうなふ点につきまして、政府の責任のある答弁を伺いたいのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

(官 報 (号 外)

若年停止の点について、本法案は、これを四十五才ということにして、五才引上げております。しかしながら、われくは、四十五才といふ年齢をわれわれの生活経験に従してみますと、まだ働き盛りであります。また一般に、今日の医学上、世界の平均生存年齢は、文明国におきましても六十才近くものになつております。そこで、今日新しい時代に発足しようときだ、われくは、四十五才で老朽年齢として普通恩給を給与されるとどうよるなことは、これは慎むべき立法態度と考えざるを得ないのでございます。進歩したる社会保障的な、たとえば厚生年金保険法に従してみましても、その法律は、成績の抗内夫が十五年も二十年も坑内作業をいたしまして、それは地下千尺の深坑において、まづ裸で、命がけで石炭と取組み合つている仕事を十年も二十年も繼續いたしまして、こうして通常は五十五才において養老年金を受けることになつております。この法律をとり来りますと、ただいまの恩給法の一部改正の内容をなすところの若年停止はあまりに若きに過ぐる、いま少し引上げまして、この厚生年金保険法と同列において若年停止を実施すべきではないか、政府の所見はいかがですか。

きものは、他の所得によつて生活を支え得るものとのうのが、いわゆる高額の所得者でなければなりません。高額の所得者によるものも、法律上も課税上も妥当ではありません。他の所得によつて生活を支え得るものは恩給を給与すべき必要がないじやないか、これは、きわめてわかりやすい常識であります。この常識を立法化してほし。しかば、最高法院は年間三十万円ぐらい別途所得のあるものに対しましては、これは恩給を停止するといふような措置に出でてはどうか。政府の御所見いかん。あるは、そういうことをすると、それは一万五千円の別途所得といふようなものは最低の生活ではないか、通常の文化人の生活には足りない所得にすぎないといふ議論があるかもしれません。しかししながら、すべての社会保障を充成、充実、整備せしむる方途といふのは、別にわれ／＼は講じて行かねばなりませんが、この際の普通恩給の高額所得の停止の線は、どうしても今由来申し述べましたよ／＼線に引くことがが當ではないかと思ひます。政府の所見はいかがですか。

が古着屋の店頭に飾られてある時代であります。この際、法律の内容といしまして、こうじょうとうな名称を用いて階級差をつけ、これを基準にして普通恩給を算定せんとする態度は、私は根本的に間違つておるものと思ひます。(拍手)これは、むしろ、たとえば二十一年二月当時における一般の軍人恩給の受給者は六十四万五千人あります。が、九〇%までは上等兵、兵長、年長、曹長の人々であります。また、今の大戦によりまして戦没いたしました人々は百六十七万のうち、同じく九〇%が、ただいま申しました階級の兵のみ人々であります。これらの四つの階級の人々は応召兵であります。国民の立派さんであります。概して赤紙によつて出陣いたしました人々であります。そういういたしますると、この大多数の人々、九割前後を占めますところのこの人々の俸給を標準にして仮定年俸額をきめるところ考究方が妥当ではないでしょうか。これが一般に要望されるところではないでしょうか。私は、いつた面について、もつとくふうが妥當であります。もちろん、これにつきましては、すでに多くの給与を受けておつた人々もあるのですから、われ〜の党におきましては、いろ〜一番をいたしました

するので、それを増額すること、十万円、一十万円という程度の人々はえ置くこと、こうした一つの試案用意しておるのであります。いずれにいたしましても、國民の兵隊であつて、立候兵、入営兵隊であつた人々を中心には、たしまして、われくは假定年にいたしましたらなかつたところのくふをしなければならなかつたことがあります。

同時に、これは、公務扶助料の問題につきましても同一に述べることができます。もつとも、この方につきましては、むしろ四つの階級を一本にまとめて、四つを平均しまして、軍級のものに一本にする、こうしたたまごとに線を引いてはどうかといふ試も持つのであります。政府は、こううことに特段との際くふうもして、正するところのような憲法はございませんか。(拍手)これは、むしろ、このびの恩給法が、いわゆる軍人恩給とうではなくして、實にたくさんな家族を喜ばし、多數の國民の希望にうという線に進んで行き得るゆえんでありまするので、政府のこれに対する御所見を伺いたい。

それから、いわゆる傷痍軍人の處に七項症以下の点については触れます。たし、また緒方國務大臣のこれに対

法第三十八条ないし四十条の廃止の問題であります。これは、邊境、不健康の地域もしくは不健康業務に從事しておつた者が加算を受けておりましたのも、このたび廃止したのであります。これは、受給者の数は多くはないけれども、こういう取扱いをいたしましたことは、恩給法の措置のうち、最も重大なる失敗と申さねばならぬのであります。(拍手)

これは少しく具体的に例をあげて申し上げねばなりませんが、たとえば边鄙の地域としては、北海道の松前郡小島のとき津輕海峡の一小島、群馬県の海上はるかなるところにあります神子元島——全国でたくさんはありますから、多くは絶海の孤島であります。こうひつたところに燈台守がおります。この燈台守の人々は、農産物もない孤島で、雨降るときは足をすべらしながら死の魔海に転落をしなければならぬし、飲むに飲料水もないのですが、こういうところで気象の観測をし、あるいはまたブイの維持のために命がけの作業をする。これら人々は、おそらく全國で百人がそこらにすぎません。しかしながら、こういうような人々に対しまして、特別の加算制度を設けるところ、ことは当然のことであります。

りに、年中八十度以上の、真夏と同じような、あの熱える石炭の前で、上下左右四方に振動する中で、煤煙をかぶりながら、視覚も聴覚も極度に緊張せしめまして、そして夜となく屋となく機関車の中で勤務するのがこの乗務員であります。これらの人々は、統計の示すところによりますと、退職しますと二年ないし十年内に死ぬそうです。医学者の説明によりますと、五十五才までの勤務などは絶対に不可能だそうであります。こういったような人々が、この加算の制度から今まで漏れてしまふたのであります。加算されないことになるのであります。全国で三万人の機関車の従業員のために、われくは声を大にして、またこれらの人々の悲痛なるその苦痛の立場を政府に向つて投げつけて、これに対するお考へを聞いておればならぬ。(拍手)

あるいはまた、赤病とか、陽チフスとか、難病とか、結核とか、そういうあるいはまた、赤病とか、陽チフスなどの病気に対するお考へを聞いておけばならない。(拍手)

おいて看護に従事する人々、あるいは他の化学的な薬葉を扱う危険な仕事、こういうようなところに働きます人々におきましても、身体生命の危険を感じながら、やはり非常なる注意力をもつて仕事をせねばならぬであります。こういいうような不健康業務はもちろん、邊境の地域におきます人々に対する加算が、このたび排除

されてしまつたのであります。何ゆえに排除いたしましたか、明快に御答弁を願わねばなりません。(拍手)

軍官恩給の關係について、これも一矢私は論じて質疑したいのです。昨年十一月、ベース・アップが二割ありました。それ以前のものは一万円であります。同時に、このたびの旧軍人、軍属につきましては四号俸の引下げでありますので、これらの全体の問題を将来相当調整しつつ行かなければならぬのではないか。たとえば、今日の物価關係から見まして、昨年來の諸般の情勢の推移から見まして、われくは、公務員の給手問題を今扱わねばなりません、給手引上げといふ問題も抜かりません。

わねばなりませんが、そういつたときには、それべくの基礎算定の俸給が狂つて参ります。こういう点につきまして、何らかの用意をしておられるかどうか、これもこの際聞いておかねばなりません。

私は、進んで関連事項につきまして、戦犯關係について少しばかり、若干角度をかえて質疑をしてみたいのであります。一体、今日の戰犯者は、内地に拘禁せられておる者のみならず、比島、マヌス島を含めまして、国内の日本法におきましては、これは必ずしも有罪ではございません。従つて、公職選舉法による選舉権の行使も

これらの人々及びその遺族、これは全國におきまして二百七、八十名、何千いたしました人々は、國家公務員法による制限禁止の規定にかかわらず、公務員たる就職は可能であります。こうして、私は、これらの人々に対しまして、国民が二千九の喫煙署名をいたし、わが國会は二度にわたりて、總員の意思とかも将来措置をするような答弁が先ほどありました。同時に、このたびの旧軍人、軍属につきましては四号俸の引下げであります。これらの点につきまして、何ゆえに將來措置をするよろしくお答えください。同時に、このたびの旧軍人、軍属につきましては四号俸の引下げでありますので、これらの全体の問題を将来相当調整しつつ行かなければならぬ。(拍手)政府の御所見いかん。

さらに転じまして、給員に対する問題であります。戰時中、國家總動員法によりまして海運の特別なる督理法令ができた、船と人間ともとに國家の乗組船員は、國家總動員法に基いて徴用されたのと同一になつたのであります。ところが、海上におきましてそれが陸海軍の輸送船に配屬されました瞬間、これらの人々は、總動員法による徴用が解除になつて、法律的には軍隊の一団に所属する身分を取得したのであります。言ひかえますと、概して軍隊になつたのであります。軍属になりましたにもかかわらず、これらの人々のその遺族——もう一つさかのぼつて御説明申しますと、四十万五千人の船員がこれらの状態に置かれましたが、そのうちの四割五分は死没したのであります。四割五分死没いたしましたが、そのうちの四割五分は死没したのであります。四割五分死没いたしましたが、それは、日本の国民所得を五兆二千億円といたしますが、これらの国民所得の割合に比較いたしまして、これらの恩給法の中に盛らるべき予算はどの程度のペーセンテージをもつて相当とお考えになるでしょうか。これは、国家財政の将来、予算の編成の上におきましても、根本に投げ与えられました一つの問題であります。ことに、私ども

官報 (号外)

といひましたては、二十八年度における社会保障制度的な予算は九・五%にすぎない事実にからがみまして、また日本の将来の国民生活の安定のために社会保障制度の拡充は絶対の要件であることにからがみまして、大藏大臣は、将来との程度の割合の予算を組むことが相当地あるとお考えになつておるのであるが、この点についてお考えを聞きたいのであります。

かくして、私は、結論的に最後の質疑に移ります。要するに、かくいたしまして本法案の立法の理由をながめ探し、立法の内容を点検し、あるいは検討いたしてみますときに、私は、このたびの提案は、やはり過去の恩給法がちよつと手をつけられた程度にすぎないものであつて、日本の将来のために深くおもんぱかりました意図が何ら含まれていなことを考へざるを得ないのであります。そこで、私は、むろんこれは修正するところよりも、これを合理的に、私が今申し述べましたような線に沿うて合理化して修正するが、さもなくば、老弱軍人に対しましては、社会保障的な見地からこれを認めたままで、広く遺族を十分に保護し、あるいはまた戦傷病者を十分にいたわり、こうした線におきまして戦争の犠牲者あるいは戦没者遺族、そういうふうな人々に対する一括した別な法律案をつくる、こういふことの方が適当ではないかと考えます。

停止についての見解はどうかといふ御質問であります。が、恩給の若年停止につきましては、旧軍人も文官も同じよ

ので、この点について最後に政府の所見をたたし、私の質疑を終ることになりました。(拍手)

〔国務大臣諸方竹虎君登壇〕

○國務大臣(諸方竹虎君) お答えをいたします。

軍人恩給の復活を他の戦争犠牲者に先立つて行うのは片手落ちではないかといふ御質問であります。が、この軍人恩給復活につきましては、ただいま吉田君の御疑点を初め、世間でいろいろな意見があることは、お話の通りであります。そこで、政府といたしまして、この問題の取扱いにつきましては、十分慎重な態度をとつて進んで参つたのであります。そのため昨年恩給法の特例に関する件の措置に関する法律というものを国会に提出いたしました。そして、その上で、この若年停止をやがては、この問題が巻き起されておりますときには、一つの社会問題を起すおそれもありますので、この若年停止の引上げをこの程度にとどめたようなら、それもありますので、この若年停止に軍人恩給の取扱いの方向を定めて参りましたのであります。今回の法案は、一にその方向に従つてその取扱いをやつて参つた、すなはち恩給法特例に関する審議会といふものを作りました。それで、その答申に従つておるような次第であります。

高額所得停止につきましては、公務員の給与水準の引上げに伴い、恩給の額がかわって行くことを考慮して、停止基準額を若干引上げることにしたよう次第であります。

それから、恩給の若年停止及び高額の引上げをこの程度にとどめたようなるが、これは今回加算を停止いたしまして、その伴つて俸給を引上げることであります。

それから、加算停止のこととあります。が、これは今回加算を停止いたしまして、その伴つて俸給を引上げる、それに伴つて俸給を引上げることであります。

〔国務大臣山縣勝見君登壇〕

○國務大臣(山縣勝見君) お答えを申します。

まず第一点の厚生年金等との一元化をはかつてはどうかといふ御説であります。が、御説は「もつともな点もございまするけれども、先ほどお話を出ておられます通り、純然たる社会保険的厚生年金と、国と特別雇用関係に立つて、公務によって経済活動能力を失いました者に対することは、必ずしも一致しない点があります」とあります。

〔国務大臣向井忠晴君登壇〕

○國務大臣(向井忠晴君) 財政の状況によらましても異動があるとは存じます。が、しかしながら、吉田さんの言われた程度の支給はできますつもりであります。

〔長谷川保君登壇〕

○長谷川保君 私は、ただいま上程さえておりますが、恩給と厚生年金の

御説のような社会保障の一元化の方向に考慮いたしましたことはいたしたいと

おえておりますが、恩給と厚生年金の

一元化ということにつきましては、多

少考慮を残しておると考えておるのであります。

第二の戦犯者の点につきましては、多

たないと考えております。

それから戦犯のこととあります。

が、今日戦争後すでに九年を経過いたしました際に、なお戦争責任を問われて処理に拘禁されております人々の

身上、またその家庭に対しましては、身につけた際に、なまめに深き同情を持つのであります。

吉田君と同じように深き同情を持つのであります。が、ただ恩給の取扱いと

あります。が、旧軍人の恩給に対する希望

意見といつても、若年停止をもつと引上げていいかと考へるのであります。

吉田君と同じように深き同情を持つのであります。が、ただ恩給の取扱いと

あります。が、旧軍人の恩給に対する希望

意見といつても、若年停止をもつと引上げ

れました恩給法の一部を改正する法律案につきまして、主として旧軍人等の恩給を復活せんとする点につきまして、日本社会党を代表いたしまして質問せんとするものであります。

今回の、この恩給法の改正を見ますと、理論的にも実際的にも整わないもので、すでに予算委員会等によりまして非常に問題視されました学校職員の法律や、あるいは警察法と同じような、非常に行き届いていない、未熟なものであると言わなければならぬのであります。私は、すでに前議員が質問されましたがこととなるべく立場をかえましたとして、ほんま少しく政府の所見を伺つてみたいと思うのであります。

まず第一に、政府が何ゆえに旧軍人恩給の復活を企てたかという根本動

機について伺いたいのです。吉田総理大臣は、去る一月三十日の休会明けの施政演説におきまして「國の再建にあたり、まず古い創痍を医するの爲めに、當然のことであり、戰爭責任を長く旧軍人にのみ歸することは、社会平和をもたらすゆえんでない」と考へるのであります。」と申しておりましす。私どもも、國の再建にあたり、國中、傷つきあるいは倒れたる同胞をまずいやし、かつ起すといふことの何ものにも増して大切なりとする熱心をおきましては、決して人後に落ちるものではありません。問題は、先ほ

第一に全面的な社会保障制度を実施して、全國民の健康にして文化的な最低生活を保障せんとしないのであります。か。旧軍人にのみ古き創痍があるのであります。國は現在創痍者で満ちておるのであります。國民の大多数は、絶えざる生活の不安におびえているのであります。社会保障制度審議会では、すでに二回にわたりまして、その科学的な、そしてわが國の財政を十分顧慮いたしました社会保険制度の実施を政府に勧告いたしました。当国会もまた、これを実行すべきことを満場一致で決議いたしました。しかるに、吉田

ど吉田君が指摘されましたような、あ
の一般公務員の恩給において、今回の
十三億円のスライドの停止や、あるい
は辺境地、不健康なる職業に従事いた
しまする鉄道職員その他の諸君の加算
を打切るの舉をいたしまする吉田首相
が、何ゆえに旧軍人の傷をいやすこと
にのみ、かく熱心であるかといふ点に
あります。今回の戦争において、全國
民中だれか甚大な創痍を負わなかつた
者がありましようか。國敗れた今日、
ここには百五十万の悲しい母子家庭が
あります。貧苦と病苦に悩む、百万
の、病院に収容し得ざる核結患者、五
千の精神病患者、三百万の貧窮者、住宅
に悩む一千万人、五百万の失業者等
等、数え上げれば切りもありません。
吉田首相が、もじ真に国民の創痍をい
うとしているなど、何ゆえに、どうぞ

し、東京新聞を初め、今日の大新聞が、この点につきまして十分心配いたしました議論をその社説においていたしましておるのであります。これを、ためにするものの一部の議論といふのは何事でありますか。(拍手)私は、かく言つて、とそれ自体が、ためにせんとするところの全国あるところの悪意ある宣伝であると言わざるを得ないのであります。(拍手)論より証拠、首相は、かつて保安隊に参りましての調査において、保安隊は新國軍の基幹たれと言つておるのであります。また、今や政

首相は、これに対し常にきわめて冷淡でありまして、この勧告を受入れまつとはしないのです。三年前、厚生省が結核に対する根本的な対策を樹立いたしましたときも、首相は結核に国費を使い過ぎると非難したと伝えられております。率直に申しまして、今回政府が旧軍人恩給の復活を企図いたしました眞の意図は、旧軍人を戦争資任より解放せんとするよりは、むしろこの軍人恩給の復活によつて再軍備の基礎をつくらんとするにあるものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

ただいま、自由党の議員は、軍人恩給を再軍備との関係において論ずるに伝であるといふように申されました。また緒方官房長官も、かように「この場に於いて由さし」とあります。しか

りたいのであります。ただいまも、また先般予算委員会におきましても、緒方官房長官は、これは既得権に準ずるものという意味のことと申されました。戦傷遺家族及び戦傷病者等の援護についてのことと申しますれば、さきに山下議員も申されましたように、これは私は、この軍人恩給を復活することから離れて行かないでも、現行援護法を強化することによってやつて行けると思うのであります。かかるに、これを軍人の既得権に準ずるものとして復活するといふ点につきましては、私どもは非常な異論があるのであります。敗戦

言しておりますが、この自衛隊の中にはもちろん軍備をも含んでおるといふことは、予算書のはつきりと示していふところであります。政府がいかに粉飾しようとも、この軍人恩給復活が再軍備への伏線であることは、良識ある者のことじとくが指摘するところであります。もし、はたしてしからば、これ明らかにすでに憲法違反であります。政府は、自由党をも含めましたこの国会が全員一致をもつて決議いたしました社会保障制度審議会の勧告を実施せんとせざして、何ゆえ今日軍人恩給を復活せんとするか、その真相を良心をもつて御答弁願いたいのであります。(拍手)

思ひを中国や満州におられました一般同胞のことにいたしますならば、彼らはその全財産を失いましたのに、いまだ政府はこれに対し一錢の補償もいたしておりません。敗戦時、あの満洲においてはいかがでありますか。昭和二十年八月十四日、終戦の前日であります。瀋陽におりました關東軍參謀と、高級將校と、その家族が、満鉄の一、二等車をもつてする特別列車を仕立てまして、はなはだしきはミシン、げた箱、つけものたるまで積み込んで朝鮮に逃げ帰つたとき、ソ連軍や中國軍の前にまる裸で取残されました。

の権利はすでに申し上げました。に全国民的であります。その結果として、今次敗戦は、わが国の全般にわたりまして未嘗有の革命をもたらしましたのであります。国民のそれ／＼の既得権は、根底よりほとんどその一切が失われたのであります。

すなわち、まず戦時中におきましては、中小企業や零細企業はほとんど整理統合あるいは廃業せしめられ、男も女も、その家庭と事業を捨てて、あるいは戦場に、あるいは工場に強制動員せられ、そして、その多くの者が、既得権どうか、その一切の財産を、その生命をも失つたのであります。敗戦前後を通じまして、たゞに職業軍人のみかは、全国民が家を焼かれ、産を失い、肉親を失い、生涯とりかえしのつかぬ不具者となりました。

官 報 (号 外)

開拓民や同胞たちはいかがなりましたか。土民や敵軍の爆撃の中に、満州の曠野を飢餓と寒さと疾病の中にさらによい歩く絶望の旅の果てに、涙もかれ果てて、何ものにもかえがたい愛するわが子をさえ一思いに川に投げ込んで殺した母たち、銃剣をもつて刺し透して、みずから生命を断つた男たち、死ぬよりつらいはずかしめを受けました。婦人たちも無数にあつたのであります。われく、この法案を論議しておられます。満州に、中國に、朝鮮に、こじきをしてさまよる子供たちもおられます。人貞ひに売られ充られて苦力の群れにいる少年たちもあります。心ならずも生きるために異国人に肉体をまかせ、故国の空に恋いこがれる多数の婦人もございます。これらのことと思えば、旧軍人諸君が何をいまさら既得権などと言えましょうか。(拍手)

公平の立場に立つて、創痍のはなはだしきとこうより、いやしの手を伸べねばなりません。すなち、まず戦争損害の立場に立つて現行援護法の適用を広くつかつ厚くすべきであります。かかる意味において、わが党は、さらに竿頭一歩を進めまして、すでに戦争犠牲者補償法を用意いたしておるのであります。が、これによりまして、われくは、この援護をさらに徹底し、深きものといたしまして、たとえば第七項傷病年金制となさんとするものであります。

では、さきに述べた国民的公平の観點から、社会保障制度の一環として、この国民とともに老齢年金制度をすみかに創設してこれを解決すべきであります。しかし、政府は、減額するはいえ、四十五歳以上五十五歳未満健康な若年職業軍人にもこの普通恩給を支給せんとするものであります。この論拠は、文官恩給との平衡といふであります。が、すでに多くの点において文官恩給とははだしい差異のある旧軍人恩給を、何ゆそこの点におのみ文官恩給と合せんとするか、こにも、再軍備への伏線としてか、あるいは逆コースとしてのファッショ勢結集の企図か、あるいはまた次期選挙の得票目当かの、まことに不法なる圖があるやうに思われるのです。政府は、この軍人恩給を主権として認めるか、またこの階級の温存と、この軍人恩給五十五歳未満の若年支給を、国民的公平の原則に従ふものとお考えになるか、御所見をりたいのであります。

員保険、国家公務員災害補償、給付、都道府県恩給条例、市町村恩給等の、失業保険、労働者災害補償保険、等保険法等々があり、新たにまた日雇労働者健康保険法、未帰還者留守家族扶助法、児童福祉法、戦傷病者戦没者遺族扶助法、私立学校職員共済組合法が制定されており、その各省にわたる審議會と國庫負担率、保険料率、給付内資格等を定め、むだと不公平に思つておられます。これを國民的公平の立場に立つて整理統合し、社会保障制度を完成することは焦眉の急であるが、この軍人恩給の復活により、旧軍人諸君に新たに既得権を認めることとなり、社会保障制度の推進に新たな動きがたき始めをつくことになるところです。この際、政府各部は、大英断をもつてそのセクショヨヌズムを一擧し、全國民のために各種会保障、国家扶助を整理統一し、完なる社会保障制度の実現に邁進します。では、すでに社会保障制度審議会より勧告がなされておりますが、この勧告等に対しまして、首相、厚相の御所見を承りたいのであります。

の税増収の困難を訴え、これを勧労大衆の源泉所得に期待するほかなしと申し、また一月三十日の財政演説においては、現在及び将来の財政の許容する限度において軍人恩給を復活すると申しております。申すでまもなく、この軍人恩給は、二十九年度のみの支出ではなく、その大部分は毎年歳費支出し、三十年後に至り、ほぼ消耗するのであります。まことに国民の長き大いなる財政負担と言わねばなりません。それゆえに、軍人恩給特例審議会の答申が一たび発表せられますや、輿論の深刻な批判を受けたのは当然なことであります。

今日までの政府の説明及び予算書を見ますと、政府は、この輿論の批判に耐えかねて、故意か、あるいはそうでないか存じませんが、数字等につき誤れる判断をなさしめる発表をいたしておりますのではないかと疑わせる節がござります。

九箇月分の予算であります。が、この一
とは予算書のいすこにあらしるしていか
り、これに現在の文官恩給及び将来の
保険等の恩給等を考慮いたしません。
ば、再び恩給亡國の声を聞くときの來
ることなきかを憂うるものであります。
しかしながら、国民的公平の觀点
に立ち、國家補償あるいは社会保障的
見地に立つて、支出すべきものは支出
しなければなりません。支出すべから
ざることは、たとい少額であります
も、われくは断じて支出してはなら
ないことは申すまでもありません。さ
きに指摘いたしましたように、この支
出すべからざるもの、主として健康新
旧職業軍人に支出せられる三十億円、
年間四十億円がございます。

に社会保障制度の徹底的施策をなさんとするものであります。しかしながら、今この健康なる旧職業軍人に支給せられんとする四十億円こそは、汗とあぶらにまみれたる勤労大衆の源泉課税によるものであり、他面、本来社会保障制度の実施により当然援護せらるべき多くの人々より奪い取つて支給せられるものであることを銘記しなければならないであります。すなわち、この四十億円をもつてすれば、毎年結核患者十万人の入院設備を増床することができる、十年ならずして一人の危険なる家庭療養者もなくなるのであります。この四分の一をもつて、不幸のきわみなる五千人の難患者を全部病院に収容することができましょ。また寄るべなき老人たちを全部収容保護することもできるであります。この金があれば、貧しきがゆえに義務教育を受けられない氣の毒なる盲聾啞兒の全寮的就学制度を完成することもできます。先般制定された、たつた七億五千万円の母子福祉貸付金に、全国百五十万の母と子がいかに涙を流して喜んだことか。

国会に提案し、制定する意思はなかつたのであります。議員立派としてあくまでこれを制定せんとするわれらの決意に狼狽し、周章して提案するに至つたのであります。経済的に社会的に最も力弱き九十万の日雇い労働者の健康保険を制定するにあたり、わざか三十三億円の財源がないとの理由をもつて、保険給付期間はわずかに三箇月間であり、傷病手当金も、分娩や死亡に対する給付もなく、給付に対する国庫負担は全然ないのであります。社会保障制度審議会より、かかる不徹底なる制度ははたして健康保険と言ひ得るや疑問なりとの辛辣なる警告を受けておるのであります。ここにも、勤労階層の犠牲においてファツショ的逆コースを前進せしめんとする現政府の実体を暴露いたしておるのであります。思いをここにいたしますれば、旧軍人諸君とも、政府当局も、この恩給法の改正にいま一たび大いなる反省をせられんことを希望するのであります。

戦争に巻き込まれたとする戦争挑発者ともであります。(拍手)吉田首相の言ふとおり、社会に平和を帶來せんためのこの點につきましては、政府諸公の明快なる御答弁を要する次第であります。

〔國務大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

何ゆえに旧軍人恩給の復活をほかの戦争犠牲の救濟に先立つて取上げるかといふことにつきましての御議論は、昨年恩給法の特例に関する件の措置に関する法律、すなわち二十七年の二百五号の法律が国会の論議に上つておりますときになさるべかりし御議論でありますとして、私は重ねてこの点について同じような答弁を繰返しません。

それから、太平洋戦争以来の創痍をいやし、また国民生活の安定ができるだければ、かりに日本が再軍備をするにいたしましても不可能であるといふことは事実でありますけれども、今回の旧軍人恩給復活が再軍備の伏線であるといふことは絶対にありません。

それから、軍人恩給の復活は既得権の復活といふ考え方に出でてゐるかといふ御質問でござりますが、旧軍人恩給及びその遺族扶助料は、ボッダム命令である恩給法の特例に關する件によつて停止されたものでありますから、厳格な意味で既得の権利を持つておるとは

言ひ得ないかもしませんが、このソダメ命令の措置は恩給法に対しても例を定めたものであり、この特例がなくなれば、制度としての軍人恩給にすることは依然として残つておるという解釈でござります。その意味で、もう給することにいたした次第であります。
それから、社会保障制度全般から考へて、この軍人恩給復活は制度全般の障害になるものではないかといふ御質問であります。これに対しましては、今回の軍人恩給の復活は、占領軍の領政策に基いて廃止または制限されおりました旧軍人、軍属またはその遺族の恩給を、独立した今日において復活しようとする趣旨でありますし、社会保障制度全般の障害とは決してならないものと考えております。

上高にて 年一月十五日 う社復道く白質の者 まをいあは関な特示

二十六日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしました。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

本案は、第一は、児童措置費の負担能力に関する認定機関を調整しようとすることです。従来は国庫または都道府県が支弁した児童措置費を、本人やその扶養義務者の負担能力に応じて徴収する場合に、その負担能力に関する認定は、すべて市町村長が当つていたのであります。この制度のもとでは、費用の支弁主体と認定機関が異なつてはなりませんので、その徴収事務が煩雑をきわめる等、実情に沿わない点が多くあり、また他の社会福祉立法との認定に当るよう改正せんとするものであります。なお従来は、児童措置費を都道府県がかわつて負担した場合、その十分の一の額を市町村にも負担させておりましたが、右の改正により、これを廃止することいたしております。

第二は、現在地方財政平衡交付金に縛入れられている都道府県児童福祉審議会に要する費用等の国庫負担に関する規定を廃止いたすとともに、新たに国庫は、都道府県が支弁する児童委員

に要する費用のうち、別に定めるものについては、その一部を補助し得るようになります。

本法律案は、二月二十一日本委員会に付託せられ、同二十四日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審査に入り、熱心なる質疑応答が行われたのであります。審査の経過に伴い、自由党野澤委員より各派共同提案による修正案が提出されました。

すなわち、本法律の附則に一項を加え、母子福祉資金の貸付等に関する法律第四条第六号の修学資金について、高等学校に就学する者は「月額五百円以内」とあるを「七百円以内」に改めようとするものであります。

司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のようにより改正する。

第六条第一項各号を次のようにより改正する。

一 憲法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 民事訴訟法

六 刑事訴訟法

七 行政法

八 破産法

九 勞働法

十 國際私法

十一 刑事政策

十二 行政手続法

十三 公正競争法

十四 その他

十五 附則

十六 附則

十七 附則

十八 附則

第一項及び第二項に、「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左の四科目」に改め、同項に次の各号を加える。

○議長（大野伴睦君） 日程第四、司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員会理事松山義雄君。

二 刑法

三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

五 刑法

六 民事訴訟法

七 刑事訴訟法

八 行政法

九 破産法

十 勞働法

十一 國際私法

十二 刑事政策

十三 公正競争法

十四 その他

十五 附則

十六 附則

十七 附則

十八 附則

十九 附則

二十 附則

二十一 附則

二十二 附則

二十三 附則

二十四 附則

二十五 附則

二十六 附則

二十七 附則

二十八 附則

第一項及び第二項に、「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左の四科目」に改め、同項に次の各号を加える。

○議長（大野伴睦君） 日程第五、司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員会理事松山義雄君。

二 刑法

三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

五 刑法

六 民事訴訟法

七 刑事訴訟法

八 行政法

九 破産法

十 勞働法

十一 國際私法

十二 刑事政策

十三 公正競争法

十四 その他

十五 附則

十六 附則

十七 附則

十八 附則

十九 附則

二十 附則

二十一 附則

二十二 附則

二十三 附則

二十四 附則

二十五 附則

二十六 附則

二十七 附則

二十八 附則

法文字句の整備を目的とするものであります。すなわち、統計法は、さきに統計報告調査整法の制定並びに統計委員会の廃止に伴い、それべく統計報告調査整法並びに行政管理庁設置法の附則において関係条文の改正を行つたのであります。ですが、これらの法律の施行期日の關係上、あらためて整備を要するものを作りましたので、他に一箇所整理漏れのありましたものを今回整備せんとするものであります。

両法案は、二月十七日、十八日、それぞれ本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑の後、三月一日、討論省略、採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決いたしまし

○議長(大野伴睦君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

外務大臣 岡崎 勝男君
大蔵大臣 向井 忠晴君
厚生大臣 山縣 勝見君
通商產業大臣 小笠原三九郎君
國務大臣 繁方 竹虎君

